

賃貸住宅の契約トラブルにご注意！

賃貸アパートなどで、入退去時等のトラブルが後を絶ちません。入居前に物件や契約内容（特約事項等）をよく確認して慎重に！

- 昨日、入居したら、排水管が詰まっていた洗濯機が使えず、対応もしてくれない。
- 2年入居し退去する際、きれいな状態だと言いながら、敷金を上回る高額な修繕費を請求された。

事前に付帯設備もチェック！
契約にない請求には要注意！
困ったときは相談を！

お互いに 一声かけて
見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

平日 9:00～18:00
土日 9:00～16:45

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索